0

消防法改正 特别号

住宅用火災警報器の設置義務化

備えて安心、住宅用防災機器

◆お知らせ。

総務省消防庁は、最近の住宅火災による死者 数急増等を踏まえ、消防法を改正し、一般の戸 建住宅等に住宅用火災警報器等の設置を義務付 けました。

新築の住宅等 … 平成18年6月1日から

既存の住宅等 … 平成23年5月31日までに



発 行 所 境港市消防保安協会 境港市中野町2116 境港消防署内 電話 47-0119 FAX 47-0031 印刷所 (株)カワバタ印刷 平成17年12月1日 第 46 号



悪質な訪問販売にご注意

(不適正な価格・無理強い販売など)

住宅用火災警報器等の設置義務化を契機として不適正な価格(市場価格を超える高額な価格) による販売を行う業者にご注意下さい。(火災警報器は、クーリングオフの対象です。)



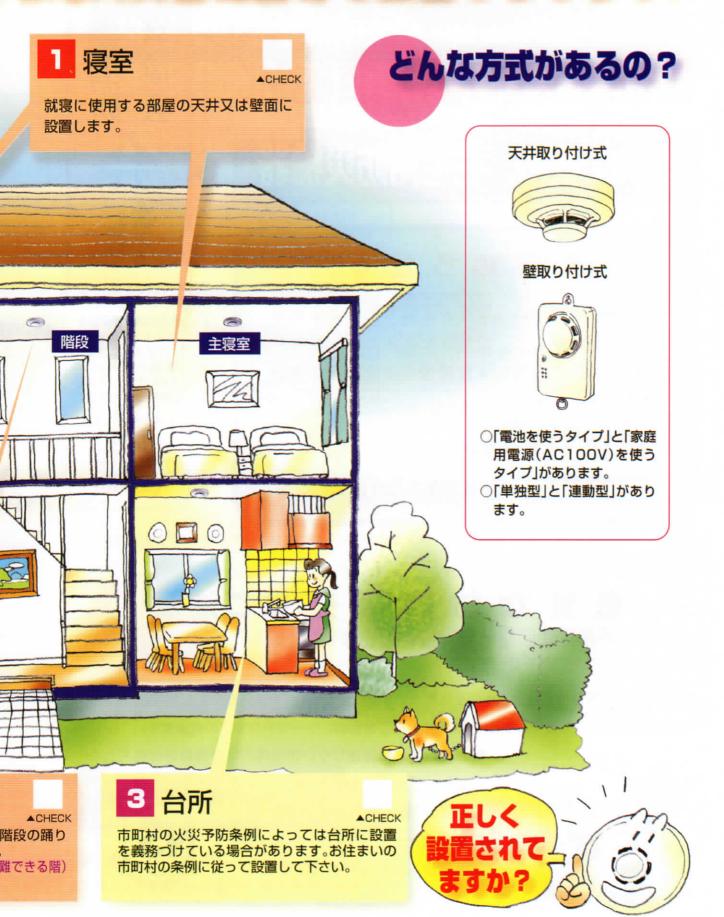
国の技術基準に適合しない住宅用火災警報器等は購入しな いようにしましょう。

0

(日本消防検定協会の鑑定品には、 「鑑定マーク」がついています。 製品を購入される際の目安として ください。)



宅用火災警報器等を設置しましょう。



火災から大切な生命を守るために、住

なぜ設置するの?

住宅火災による死者数は急増しています。 特に死者の半数以上が高齢者となっています。 また、死に至った原因の7割は、逃げ遅れとなっています。

アメリカでは住宅用火災警報器等の設置が 義務化され、21年間で火災による死者数は 約半分にまで減っています。

「住宅火災による死者数」は、建物火災による死者数の約9割に及びます。

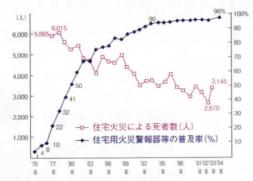


[出典:平成16年度版消防白書]

「住宅火災による死者」の約7割が逃げ 遅れによるものです。



[出典:平成16年度版消防白書]



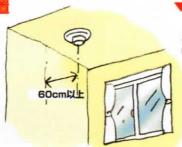
[出典:全米防災協会(NFPA)報告書より消防庁で作成]

設置場所をチェック!!

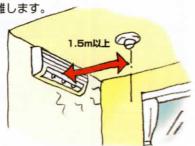


2 階段

就寝に使用する部屋がある階の場の天井又は壁面に設置します (ただし、避難階(1階など容易によの階段は除く)









- ○新聞によりますと、すでに悪質訪問販売の被害が全国で発生しております。購入にあたっては、信頼のおける業者に依頼しましょう。
 1 個あたりの価格は、現状では5千円~1万円前後です。西部消防では、機器の品質確保の観点から、日本消防検定協会の鑑定マーク(NSマーク)の付いた製品を推奨しております。

ご不明な点は左記まで お問い合わせ下さい。

なお、既存の住宅については、経過措置として 平成23年5月31日までの猶予期間があります。

お問い合わせ先 境港消防署予防係

☎0859-47-0119